

日野市立地区センターの指定管理に関する質問、及びそれに対する回答

質問	回答
<p>以下の事業を実施する場合は、それぞれ指定管理業務、自主事業のどちらに該当しますでしょうか。</p> <p>また、自主事業に該当する場合は使用許可or目的外使用許可のどちらに該当しますでしょうか。</p> <p>目的外使用許可に該当する場合は、貴市に対して使用料を納付する必要があるとの理解で宜しいでしょうか。</p> <p>例1 参加費を徴収する健康体操教室を開催する場合</p> <p>例2 参加費を徴収しない健康体操教室を開催する場合</p> <p>例3 参加費を徴収する文化教養講座を開催する場合</p> <p>例4 参加費を徴収しない文化教養講座を開催する場合</p>	<p>下記の通り回答します。</p> <p>例1 参加費を徴収する健康体操教室を開催する場合 →地区センターでは営利目的の利用は出来ませんが、実費相当額の徴収であれば実施可能です。その場合は自主事業に該当し、使用許可となります。</p> <p>例2 参加費を徴収しない健康体操教室を開催する場合 →自主事業に該当します。使用許可にあたりません。</p> <p>例3 参加費を徴収する文化教養講座を開催する場合 →地区センターでは営利目的の利用は出来ませんが、実費相当額の徴収であれば実施可能です。その場合は自主事業に該当し、使用許可となります。</p> <p>例4 参加費を徴収しない文化教養講座を開催する場合 →自主事業に該当します。使用許可にあたりません。</p>
<p>電気料金については、事業者自らの電気供給事業者を変更したことによる電気料の上昇、物価変動等社会情勢の変動による場合を含み原則、予算を超過した場合の補填・精算は行わないものとする。との事ですが、本件は使用料金制度で収益性が低いため、電気料の予算超過額が収支決算に大きく影響を及ぼす場合については、貴市との協議事項としていただけないでしょうか。</p>	<p>電気料金については募集要項に記載の通り、事業者自らの電気供給事業者を変更したことによる電気料の上昇、物価変動等社会情勢の変動による場合を含み原則、予算を超過した場合の補填・精算は行わないものとなります。しかしながら、災害やテロ、昨今の世界情勢の大規模な変動等による急激な料金上昇については市と協議の上、対応を決定するものとします。</p>
<p>現指定管理者様にて実施されている自主事業についてご提示ください</p>	<p>⇒ 現在、地区センターを使用した体操事業、自動販売機の設置を行っています。</p>
<p>現指定管理者様にて当該業務に従事されている職員について、雇用形態毎の人数をご提示ください。</p>	<p>⇒ 正規職員1名、再任用職員1名となっております。</p>
<p>日野市内に本社・支社・営業所・事務所等を指定管理者応募時点で置いている必要があるとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>⇒ 左記の通りです。</p>
<p>南百草、高幡、滝合、南平南部、平山苑地区センターの除草作業について、現指定管理者様は自前で作業をされていますでしょうか。外部に委託している場合は、委託先と委託金額をご提示ください。</p>	<p>⇒ 現在、南百草、高幡、滝合、南平南部、平山苑の5地区センターについては日野市シルバー人材センターへ再委託しております。 令和4年度の実績は300,000円です。</p>
<p>浄化槽法定検査に伴う費用は指定管理者による負担となりますでしょうか。指定管理者による費用負担の場合は、直近(令和4年度分)の実績金額をご提示ください。</p>	<p>⇒ 指定管理者での負担となります。 令和4年度の委託料は豊田下、川北、下町下河原の3地区センターで243,400円です。 法定検査の費用は東京都環境局が定められているもので、豊田下(10人槽)：5,500円、川北(16人槽)：8,500円、下町下河原(7人槽)：5,500円 ※法定検査の金額は東京都環境局のHPから引用しています。</p>
<p>リース料の内訳(リース物件・金額)についてご提示ください。</p>	<p>⇒ 巡回用の軽自動車1台分のリース料となります。</p>
<p>電話料については、一部地区センターの固定電話回線使用料になりますでしょうか。どちらの地区センター分の費用かご提示ください。</p>	<p>⇒ 七生台地区センターにて固定電話1回線の支払いがございます。</p>
<p>手数料の内訳(細目・金額)についてご提示ください。</p>	<p>⇒ 主な支出として高木剪定、除草での支払いがございます。 令和4年度の実績は以下の通りです。 高木剪定：627,000円 除草：300,000円</p>
<p>業務委託料の内訳(委託業務名・委託金額・委託先)についてご提示ください。</p>	<p>⇒ 令和4年度実績は以下の通りです。 受付管理等業務委託(各自治会等)：2,360,000円 受付管理等業務委託(七生台地区センター)：224,356円 階段昇降機保守点検業務委託(七生台地区センター)：126,500円 消防設備保守点検業務委託：286,000円 浄化槽保守点検業務委託(豊田下、川北、下町下河原)：243,400円 定期清掃業務委託：1,343,100円 七生台地区センタートイレ清掃業務委託：286,000円</p>
<p>使用料及び賃借料の内訳(細目・金額)についてご提示ください。</p>	<p>⇒ 主な支出として、大久保地区センターの共益費支払い、本社コピー機借上、説明会会場借上等がございます。 令和4年度の実績は以下の通りです。 大久保地区センターの共益費：33,000円 本社コピー機借上：80,000円 説明会会場借上：4,300円</p>
<p>現指定管理者様の管理体制(1日の配置人数、配置時間)についてご提示ください。</p>	<p>⇒ 午前8時30分から午後5時15分まで1名、午前8時30分から午後5時まで1名の合計2名を配置しています。</p>
<p>自動販売機の設置については、指定管理者による自主事業扱いとなりますでしょうか。自主事業扱いとなる場合は、現在設置されている施設、台数、売上手数料収入の実績(直近3カ年分)、電気代(直近3カ年分)、目的外使用料(直近3カ年分)をご提示ください。</p>	<p>⇒ 自動販売機の設置は指定管理者による自主事業扱いとなります。 現在、旭が丘、上田、七生台、日野台、万願荘、南百草、旭が丘東、滝合、豊田南、西平山、東神明、宮、宮南部、落川都宮住宅、三沢東、下田、東宮下、四ツ谷、多摩平六丁目の計20館に設置されています。 目的外使用料は発生していません。 直近3カ年の手数料収入は以下の通りです。電気代については開示しません。 令和2年度：1,326,810円 令和3年度：1,309,299円 令和4年度：1,216,164円</p>

<p>指定管理者にて各地区センターに防火管理者の選任は不要との理解で宜しいでしょうか。</p>	⇒	<p>左記の通りです。</p>
<p>使用申請の受付と貸出し（鍵の受け渡し）は指定管理者が行い、それを再委託できるとなっています。 現状は、地域の自治会（それに類する団体）に再委託（委託料年間36,000円×64館）していると聞いております。 もし、自治会等が拒否をして再委託ができない場合は、指定管理者が直接に受付や貸し出しを行うのでしょうか？ また、その場合の費用（人件費等）は指定管理者負担でしょうか？</p>	⇒	<p>自治会が受付業務を引き受け出来ない場合は、指定管理者が直接受付業務を行う形となります。その場合の費用は指定管理者の負担となります。 但し、予約台帳の管理、鍵の受け渡しについては必ずしも有人である必要は無く、現地にキーボックス等を設置する形でも対応が可能です。 また、自治会が受託出来ないことが見込まれる場合は、利用団体に管理者の募集をするなどの対応を市と指定管理者で協議の上、対応します。</p>
<p>維持費（ランニングコスト）が掛かる設備は地区センターにございますでしょうか？コピー機、電話、家賃、地代等</p>	⇒	<p>コピー機の維持、家賃の支払いがある地区センターはございません。 但し、大久保地区センターについては管理基準仕様書に記載の通り、共益費の支払いがあります。（令和4年度実績：33,000円） 電話については七生台地区センターで1回線の契約があり、月に1回の抽選会の際に使用されています。 地代については市が直接契約、支出しておりますので、指定管理者の負担はありません。</p>
<p>現状は、利用者や受付管理を再委託している自治会等が日常的な清掃や草刈りを行っていると考えております。 （管理再委託料の内ということでしょうか？） これを、指定管理者が定期的に巡回清掃や草刈りを行うようにするということでしょうか？</p>	⇒	<p>現状は各地区センターで、管理者が日常的な清掃や草刈りを、利用者は利用後の清掃を実施しています。（管理再委託料の範囲内） しかしながら、管理基準仕様書に記載の5箇所の地区センターは敷地が他の地区センターと比べて広いため、1年間に最低1回の除草をお願い致します。 また、清掃については全館、年1回、管理基準仕様書に記載の内容の清掃の実施をお願い致します。</p>
<p>樹木（中高木・低木）剪定に掛かる費用算出のため、該当施設数・名称と樹木本数・低木面積もしくは、剪定費用実績をご教示ください。</p>	⇒	<p>樹木の本数、名称、面積などについては集約しておりません。 令和4年度の樹木剪定の実績は以下の通りです。 旭が丘南地区センター：43,000円 滝合地区センター：100,000円 大和田地区センター：19,000円 三沢台地区センター・川北地区センター：465,000円</p>
<p>フロン排出抑制法に基づく定期点検が必要な設備はございますでしょうか？ ある場合は台数と、それぞれの点検頻度をご教示ください。 点検費用を、指定管理料に含めない場合は提示の必要はございません。 また、簡易点検は日常業務の中で行いますので、別途費用は計上しません。</p>	⇒	<p>フロン排出抑制法に基づく定期点検が必要な設備はございません。 簡易点検が必要な施設は以下の通りです。 ・西平山地区センター ・四ツ谷下東地区センター ・落川都宮住宅地区センター ・第二武蔵野台地区センター ・高幡市宮住宅地区センター</p>
<p>応募書類の事業計画書(様式6)の4ページ「ウ 緊急時の体制と対応計画 ※(8)安全対策に記載する内容を除く。」とありますが、(8)はどのページになりますか。</p>	⇒	<p>正しくは「ウ 緊急時の体制と対応計画 ※(6)安全対策に記載する内容を除く」となります。 「ウ 緊急時の体制と対応計画」については事業計画書(様式6)11ページに記載の内容を除いてご記入下さい。</p>